

第1回知事ヒアリング（H18.9.19）における16項目要望の反映状況

	1	項 目	受皿の公募要領に関する要望 1 公募条件について
要 望 内 容			<p>特別危機管理銀行である足利銀行は、預金保険法第120条に規定する4通りのいずれかの措置を選択し、一時国有化を終了することになる。</p> <p>このため、受皿は、どのような理念と手法を持って足利銀行を地域の中核的金融機関として引き受けるのか明確に説明する責任がある。</p> <p>公募要領にはあらかじめこれが明らかになるよう以下の条件を付すこと。</p> <p>(1)「受皿候補」として応募した基本的な応募理由</p> <p>(2)受皿移行後の「新銀行」の基本的な経営ビジョン</p> <p>(3)「新銀行」の中長期の経営主体、株主構成等のビジョン</p>
主 な 反 映 状 況			<p>公募要領「抜粋」</p> <p><u>受皿に求める基本的な条件</u></p> <p>1 <u>金融機関としての持続可能性と質の高い経営管理の確保</u></p> <p>(1) <u>金融機関としての使命・役割を十分理解した経営理念・方針及び経営管理体制（ガバナンス）を確立できること</u></p> <p>(2) 金融機関として自律性のあるリスク管理態勢を構築できること</p> <p>(3) 十分な自己資本を確保するとともに、安定的な収益力を定着させることにより、財務の健全性を維持・向上できること</p> <p>2 <u>地域における金融仲介機能の発揮</u></p> <p>(1) <u>栃木県を中心とする地域において金融仲介機能を継続的に発揮することについて、明確なコミットメントが存在していること</u></p> <p>(2) 一時国有化の下で進められてきた収益力の強化、資産内容の健全化及び業務運営の効率化の成果をベースとして、これを更に発展させることのできる営業体制及び人事管理政策を確立できること</p> <p>(3) 地域の利用者の信頼を得つつ地域密着型金融を推進するとともに、利用者利便の向上や地域の活性化に継続的に貢献できること</p> <p>3 企業価値の適正な評価（略）</p>

第1回知事ヒアリング（H18.9.19）における16項目要望の反映状況

	2	項 目	<p>受皿の公募要領に関する要望</p> <p>2 足利銀行のデューデリジェンスについて</p>
<p>要 望 内 容</p>			<p>足利銀行の資産査定については、受皿選定のいずれの過程においても、同行が地域金融機関として多数の中小企業の情報を抱え、これら本県産業構造の核をなす企業の資産内容等が外部に漏洩することによる地域経済への影響を考慮し、一定の制約の下で行うことを事前に受皿候補に十分周知すること。</p>
<p>主 な 反 映 状 況</p>			<p>公募要領「抜粋」 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>受皿候補は、応募に向けた検討状況及び自身の応募の事実、並びに今後の受皿選定の過程を通じて知り得た又は生じた一切の情報（作成した書類を含む）を公表しないものとする。</u> ・ <u>今後、受皿選定作業の過程において、受皿候補が足利銀行に関する非開示情報の提供を受ける場合は、受皿候補はあらかじめ守秘義務契約を締結することになる。</u>

第1回知事ヒアリング（H18.9.19）における16項目要望の反映状況

	3	項 目	<p>受皿の選定に関する要望</p> <p>1 地域銀行としての新銀行の形態について</p> <p>(1) 株式譲渡による単独再生の選択</p>
要 望 内 容	<p>合併または事業譲渡の方式による事実上の足利銀行の解体は、本県の金融構造を大きく変化させ、顧客である中小企業はもとより、県内経済そのものにも大きな影響を及ぼすため、預金保険法第120条の措置のうち、株式譲渡による措置を選択し、同行を単独で再生するスキームを持つ受皿を選定すること。</p>		
主 な 反 映 状 況	<p>事業計画</p> <p>(1) 採用する譲受け方式 P.6</p> <p><u>足利銀行の特別危機管理を終了させ、通常地域銀行としてスタートすることを支援するという趣旨に鑑み、預金保険法第120条に示される措置のうち、合併方式や事業譲渡方式ではなく、株式譲渡方式による措置を選択することを予定しております。</u></p> <p>(1) 譲受けスキームの全体像 P.6</p> <p>預金保険機構からの足利銀行株式の買取</p> <p><u>預金保険機構が保有する全ての足利銀行株式を当社が買い取ります。</u></p> <p>株式売買契約書</p> <p>前文</p> <p>～（略）～ 買主は、本契約を誠実かつ真摯に遵守し、預金保険法に定める特別危機管理のもとで業務を遂行している対象会社の株式を買い受けることにより、～（略）～、対象会社をして、事業計画を適切かつ確実に履行させることによって、金融機関としての持続可能性と質の高い経営管理を確保しつつ、<u>栃木県を中心とする地域において金融仲介機能を継続的に発揮させていくことを目的として、対象会社の株式を買い受けることを表明した。</u></p>		

第1回知事ヒアリング（H18.9.19）における16項目要望の反映状況

	4	項 目	<p>受皿の選定に関する要望</p> <p>1 地域銀行としての新銀行の形態について</p> <p>(2) 地方銀行として必要な外形基準</p>
要 望 内 容	<p>新銀行は本県の中核的金融機関としての機能を担う地方銀行として、資産規模に相応しい、外形基準を確保することが必要であり、標準的な優良地方銀行の外形を備えていることが求められる。</p> <p>このため、新銀行の経営の中核となる本店を県内に置き、支店及びリテールセンターなどの店舗を営業地域内に適正に配置し、顧客サービスの十分な展開に必要な数の正規行員を確保するなど、「標準的な地方銀行」の外形基準を満たすスキームを掲げる受皿を選定すること。</p>		
主 な 反 映 状 況	<p>事業計画</p> <p>(6) 営業体制の整備</p> <p>【店舗計画】 P.43</p> <p>足利銀行が、栃木県を中心とした地域における中核的金融機関であることは今後も変わることはなく、<u>当社及び足利銀行の本店の所在地についても、宇都宮市から変更する予定はありません。</u></p> <p><u>店舗展開や他の顧客接点については、軽量化店舗への転換を中心に再構築に取り組んだ現在の足利銀行の方針を十分咀嚼した上で承継したいと考えておりますが、上記のような営業戦略の基本を踏まえた上での、店舗計画・チャンネル戦略といった顧客向けのデリバリーチャンネルを検討する必要があるものと考えております。～（略）～</u></p> <p>(6) 人事管理政策 P.43</p> <p>まず<u>原則として、現在の足利銀行の行員は全員継続雇用いたします。</u>また新規行員、特に若手の採用を積極的に行っていく必要があると認識しており、<u>行員は全体として増加となる方向で考えております。～（略）～</u></p>		

第1回知事ヒアリング（H18.9.19）における16項目要望の反映状況

	5	項 目	<p>受皿の選定に関する要望</p> <p>2 地域銀行としての新銀行の経営戦略について</p> <p>(1) 地域密着型金融の機能強化の推進</p>
要 望 内 容	<p>事業再生・中小企業金融の円滑化、経営力の強化、地域の利用者の利便性向上などを柱とする、国が実施する「地域密着型金融の機能強化の推進」モデルに沿った経営を着実に実施できる地域銀行として、新銀行の経営を考える受皿であること。</p>		
主 な 反 映 状 況	<p>事業計画</p> <p>(2) 経営理念・経営方針</p> <p><u>地域密着型ビジネスモデルの堅持・発展</u> P.11</p> <p>中小企業金融の円滑化を始めとする地域金融機関としての存在意義を十分踏まえた上で、<u>栃木県を中心にした地域に根ざしたビジネスモデルの堅持・発展を目指します。</u>～（略）～ Win-Win の関係を構築することで、<u>地域との共存・共栄を図ります。</u></p> <p>(5) 地域密着型金融の推進に関する方策 P.36～39</p> <p>【地域の特性と基本方針】</p> <p>～（略）～</p> <p>当社では、<u>地域密着型の金融を推進するために非常に重要である「事業再生・中小企業金融の円滑化」</u>を行っていくためには、以下の図のように様々なライフサイクルの段階にいる地域企業に対して、<u>それぞれのニーズに応じた適切なサービスを提供していくことが必要であると考えております。</u>地域企業及び足利銀行の間に強固な信頼関係を構築し、双方にとってメリットのある関係を築くことで、地域企業と足利銀行がともに成長していける体制を維持していきたいと考えております。</p> <p>創業期にある企業に対して（略）</p> <p>成長・安定期にある企業に対して（略）</p> <p>早期事業再生が必要な企業に対して（略）</p>		

第1回知事ヒアリング（H18.9.19）における16項目要望の反映状況

	6	項 目	<p>受皿の選定に関する要望</p> <p>2 地域銀行としての新銀行の経営戦略について</p> <p>(2) 中小企業の育成</p>
要 望 内 容	<p>本県産業構造の基盤をなし、足利銀行の顧客の大勢を占める中小企業の育成に十分な理解を示し、地域経済の安定と発展に理解を持ち、既存企業はもとより、ベンチャー企業等に対しても積極的な融資姿勢を持つ受皿であること。</p> <p>また、不良債権の処理に際しては、現在の足利銀行と同様に、引き続き企業再生を主眼とし、ランクアップを図る姿勢を明確にする受皿であること。</p>		
主 な 反 映 状 況	<p>事業計画</p> <p>(2) 経営理念・経営方針</p> <p>地域密着型ビジネスモデルの堅持・発展 P.11</p> <p><u>中小企業金融の円滑化を始めとする地域金融機関としての存在意義を十分踏まえた上で、栃木県を中心にした地域に根ざしたビジネスモデルの堅持・発展を目指します。</u></p> <p>(5) 地域密着型金融の推進に関する方策 P.36～39</p> <p>【地域の特性と基本方針】</p> <p>～（略）～</p> <p>当社では、<u>地域密着型の金融を推進するために非常に重要である「事業再生・中小企業金融の円滑化」を行っていくためには、以下の図のように様々なライフサイクルの段階にいる地域企業に対して、それぞれのニーズに応じた適切なサービスを提供していくことが必要であると考えております。</u>地域企業及び足利銀行の間に強固な信頼関係を構築し、双方にとってメリットのある関係を築くことで、地域企業と足利銀行がともに成長していける体制を維持していきたいと考えております。</p> <p><u>創業期にある企業に対して（略）</u></p> <p><u>成長・安定期にある企業に対して（略）</u></p> <p><u>早期事業再生が必要な企業に対して（略）</u></p>		

第1回知事ヒアリング（H18.9.19）における16項目要望の反映状況

	7	項目	<p>受皿の選定に関する要望</p> <p>2 地域銀行としての新銀行の経営戦略について</p> <p>(3) ITを活用した新ビジネスモデルの構築</p>
要望内容	<p>ICカードやモバイルバンキングなどの新技術展開や進化するセキュリティ対策、システムの再編など銀行のIT化を巡る動きは今後ますます活発化してくる。再生過程にある銀行として、新たな設備投資等が制約される現在の状況から脱却し、早急に最先端のITを活用した新ビジネスモデルを構築させることができる受皿であること。</p>		
主な反映状況	<p>事業計画</p> <p>(5) 中長期の経営戦略及びビジネスモデル</p> <p>【今後のビジネスモデル】 P.32</p> <p>収益基盤の更なる安定化</p> <p>～（略）～</p> <p>また、個人向けサービスにおいては、個人顧客のニーズに合ったサービスの多様化と高度化を実現し、個人顧客との利便性向上を目指します。後述する<u>クレジットカード会社とのカード機能（キャッシュ・クレジットカード一体化等）の強化</u>や、<u>金融商品仲介、投資信託や保険商品などの運用メニューの拡充</u>等が考えられます。<u>チャンネル政策という観点においては、インターネットはもちろんのこと、他業種との共同店舗など様々なチャンネルでのサービス提供にチャレンジしてまいります。</u></p> <p>(6) システム投資に関する方針 P.44</p> <p>～（略）～</p> <p>情報系システムについても高水準なものを配備する必要があるものと考えております。さらに信用リスク面・市場リスク面での管理ツールとしてのシステム構築、<u>顧客情報システムのバージョンアップ</u>、さらには現場の行動管理（コンプライアンス面を含む）にも配慮したシステム構築を行っていきたいと考えております。</p>		

第1回知事ヒアリング（H18.9.19）における16項目要望の反映状況

	8	項目	<p>受皿の選定に関する要望</p> <p>2 地域銀行としての新銀行の経営戦略について</p> <p>(4) 地域貢献の確保</p>
要 望 内 容	<p>地域の中核的金融機関の大きな役割の一つは、地域の一員としての地元貢献であり、他の企業、金融機関のとりまとめや調整役はもとより、県勢の発展をリードしていく気概と指導力を持つことである。</p> <p>このため、資金、人材の提供、あるいは社会的な存在としての銀行の責任（CSR）を強く自覚することはもとより、地域自治体の産業政策・地域振興政策を十分理解し、移行後の銀行が県、市町村、地元金融機関とともに手を携えて県勢の発展に寄与することができる体制を確保する受皿であること。</p>		
主 な 反 映 状 況	<p>事業計画</p> <p>(5) 地域の活性化に資する方策 P.40～41</p> <p>当社は、<u>“地域産業連関のハブ”としての機能を適切に果たすことが足利銀行の地域の活性化への最大の貢献であると理解しております。</u>～（略）～ このような活動を基本的には継承し、さらには当社株主の持つ強力な機能によって強化を図り、<u>長期的な地域の活性化に貢献していきます。</u></p> <p>また、足利銀行では各種のボランティア活動等を通じて社会貢献活動に取り組んでいますが、安全で住みよい地域を維持していくため民間銀行として行い得る活動を継続していく所存です。</p> <p>～（略）～ 「まちの顔」または地域の顔としての<u>中心市街地の活性化にも積極的に関与していきたいと考えております。</u></p> <p>当社は<u>地域産業連関の中で上記のような方策を講じることによって、地域社会の雇用の創出や安定、あるいは再チャレンジ可能な地域の風土作りに貢献してまいりたいと考えております。</u></p>		

第1回知事ヒアリング（H18.9.19）における16項目要望の反映状況

	9	項 目	<p>受皿の選定に関する要望</p> <p>2 地域銀行としての新銀行の経営戦略について</p> <p>(5) 指定金融機関と他の金融機関との協調</p>
要 望 内 容	<p>県内全ての市町村の指定金融機関として公金を取扱い、県民の利便性に貢献してきた足利銀行の経営姿勢を承継し、新銀行は、指定金融機関に指定された場合にも、指定に必要な十分な機能を備え、収納代理金融機関等である県内金融機関の取りまとめ役を果たすとともに、企業に対する様々な融資についても、地元金融機関との協調体制をとることができるよう配慮する受皿であること。</p>		
主 な 反 映 状 況	<p>事業計画</p> <p>(2) 経営理念・経営方針</p> <p>【足利銀行グループの目指すべき姿】 P.11</p> <p><u>当社が目指す足利銀行は、「所在地域の地域特性を踏まえた『金融の円滑化を通じた地域産業連関のハブ』としての機能提供を行い得る」金融機関</u>です。この“地域産業連関のハブ”とは、地域企業の育成・再生、利便性の高い信頼感あるサービスの提供、就業機会の提供、地域行政機関・大学等と共同した地域産業振興の支援を果たすものであり、地域企業・地域住民・地域行政それぞれにとって多大な価値を生み出す役割を担う、地域にとって必要不可欠な機能であると考えます。</p> <p>【当社の足利銀行の現在に対する認識】 P.12</p> <p>～（略）～</p> <p>以上のように、当社及び当社株主は現経営陣による経営を高く評価すると同時に、当社の考える足利銀行の目指すべき姿と、これまでの足利銀行の経営の方向性は合致すると考えております。<u>足利銀行の現経営陣による経営を承継しつつ、資本や機能の提供あるいは、株主としてのガバナンスといった観点から、足利銀行の更なる成長及び経営基盤の拡大を支えていくことが、当社及び当社株主コンソーシアムが果たすべき役割であると認識しております。</u></p>		

第1回知事ヒアリング（H18.9.19）における16項目要望の反映状況

	10	項目	<p>受皿の選定に関する要望</p> <p>3 受皿の新銀行に対するガバナンス等について</p> <p>(1) 適正ガバナンスの確保</p>
<p>要 望 内 容</p>	<p>新時代に相応しい銀行の経営体制は、株主、取締役機能、執行役機能のそれぞれのガバナンスが適正かつ効果的に発揮される、例えば委員会設置会社であることなどが求められる。</p> <p>新銀行において、このガバナンスが適正なバランスと実効性を伴って十分機能する体制を確保できる受皿であること。</p>		
<p>主 な 反 映 状 況</p>	<p>事業計画</p> <p>(2) 役員の構成及び選任に関する方針</p> <p>【機関設計に関する方針】 P.13</p> <p>現在の足利銀行は委員会設置会社の形態を採用しておりますが、譲受け後についても、<u>経営の透明性確保とスピード感のある意思決定の両立を目指し、当社及び足利銀行の両者とも委員会設置会社形態を採用します。</u>委員会設置会社形態は、経営の監督と業務執行が分離され、取締役会から執行役に業務執行の権限を委譲することによる意思決定の迅速化と、社外取締役を過半とする三委員会の設置による透明性の向上が図れるため、<u>コーポレート・ガバナンスの強化に適した機関形態であると認識しております。</u></p>		

第1回知事ヒアリング（H18.9.19）における16項目要望の反映状況

	11	項目	<p>受皿の選定に関する要望</p> <p>3 受皿の新銀行に対するガバナンス等について</p> <p>(2) 新銀行の機関銀行化の防止</p>
要望内容	<p>新銀行へ移行後、足利銀行が少数株主による支配を受ける場合、当該大株主の関連企業等に対する融資の拡大など株主のガバナンスだけが強くなり、新銀行が受皿の機関銀行となることを避けるための方策を、事業計画等の中で明確に位置付けることができる受皿であること。</p>		
主な反映状況	<p>事業計画</p> <p>(1) 当社の概要及び設立経緯等</p> <p>独立不偏を維持 P.2</p> <p>足利銀行を子会社とする当社の株主は、<u>特定企業・メンバーによる過大な影響を排除した系列色のないコンソーシアム構成を基本とします。</u>経営の安定性を確保し、また本事業計画の履行の蓋然性を高めるべく、野村FP・NCPグループが当社の議決権比率の過半を分担して保有する予定です。株式公開に至るまで、野村FP・NCPグループは、<u>コンソーシアムの中心となりコンソーシアムメンバー間において方向性の共有を維持するべく努め、共同して適切なガバナンス、モニタリングに関与する意向です。</u></p> <p>(3) 株主、その関係者及び役員との取引の適正を確保するための方策 P.26</p> <p>当社の<u>株主コンソーシアムの構成は、特定色のない株主構成を実現することで株主相互の牽制及び取締役への牽制が働き、特定の株主または役員に有利な取引は排除される仕組みとする予定であります。</u>～（略）～</p>		

第1回知事ヒアリング（H18.9.19）における16項目要望の反映状況

	12	項目	<p>受皿の選定に関する要望</p> <p>4 国の新銀行に対するガバナンス等について</p> <p>(1) 金融庁検査、日銀考査等の検査の実施</p>
要望内容	<p>足利銀行は史上初めての特別危機管理銀行であり、受皿に移行後の新銀行の経営内容については万全の体制で監視機能を確保する必要がある。</p> <p>このため、新銀行の検査内容や時期などを考慮し、十分な監督、指導を行うこと。</p>		
主な反映状況	<p>株式売買契約書</p> <p><u>事業計画の履行等（第17条）</u></p> <p>(1) 持株会社及び足利銀行は、株式売買実行日から持株会社又は足利銀行の株式が上場されるまでの間（株式売買実行後3年以内に上場された場合には3年間）、事業計画（金融庁による変更又は延長の同意を得た場合の変更又は期間の延長後の事業計画を含む。）を適切かつ確実に履行する。（第17条第1項）</p> <p>(2) 持株会社及び足利銀行は、毎決算期及び中間期に、事業計画の履行状況を公表する。（第17条第3項）</p> <p>足利銀行の受皿選定について：H20.3.14 金融庁公表資料</p> <p>なお、金融庁としては、特別危機管理の終了後においても、足利銀行が今後とも地域における金融仲介機能を十全に発揮するとともに、健全な業務運営が行われるよう、<u>事業計画の実施状況のフォローアップや、銀行持株会社及び銀行に対する適切な監督を行ってまいりたい。</u></p>		

第1回知事ヒアリング（H18.9.19）における16項目要望の反映状況

	13	項目	<p>受皿の選定に関する要望</p> <p>4 国の新銀行に対するガバナンス等について</p> <p>(2) 預金保険機構による株式保有の可能性</p>
要望内容	<p>受皿の状況あるいは受皿の意向によっては、引き続き現在の株主である預金保険機構が当面ガバナンスを保持するよう求められることも考えられる。</p> <p>この場合には、柔軟に対応できるよう配慮すること。</p>		
主な反映状況	<p>事業計画</p> <p>(1) 採用する譲受け方式 P.6</p> <p><u>足利銀行の特別危機管理を終了させ、通常地域銀行としてスタートすることを支援するという趣旨に鑑み、預金保険法第120条に示される措置のうち、合併方式や事業譲渡方式ではなく、株式譲渡方式による措置を選択することを</u>予定しております。</p> <p>(1) 譲受けスキームの全体像 P.6</p> <p>預金保険機構からの足利銀行株式の買取</p> <p><u>預金保険機構が保有する全ての足利銀行株式を当社が買い取ります。</u></p>		

第1回知事ヒアリング（H18.9.19）における16項目要望の反映状況

	14	項目	<p>受皿の選定に関する要望</p> <p>4 国の新銀行に対するガバナンス等について</p> <p>(3) 新銀行の株式上場前の第三者への譲渡等の防止</p>
要望内容	<p>受皿として新銀行を引き受けた後に、当初予定された義務を事実上放棄すること、あるいは第三者に株式を売却するなど受皿自身の利益確保等のため、その責任を果たさない場合（受皿の倒産、破綻等の事情変更も含む）を想定し、適切な対応ができるよう配慮すること。</p>		
主な反映状況	<p>事業計画</p> <p>(2) 資本政策 P.20</p> <p>～（略）～ 譲受け初年度に想定される株主コンソーシアムの組成及び地元資本の受入が完了してから株式公開までの期間においては、<u>原則としてコンソーシアムメンバーによる普通株式の保有が継続される予定</u>です。</p> <p>株式売買契約書</p> <p><u>株式譲渡等の制限（第19条、第20条）</u></p> <p>持株会社、その株主又は足利銀行は、株式売買実行日から持株会社又は足利銀行の株式が上場されるまでの間は、以下の各事項を行う場合には、金融庁の同意を得た上で行う。</p> <p>持株会社及び足利銀行の株式譲渡（ただし、野村FP及びNCP以外の持株会社の株主は、株式売買実行日から5年経過後は、金融庁の同意を得ずに、その保有する持株会社の株式の譲渡が可能。）</p> <p>持株会社及び足利銀行の株式の議決権比率を変動させる株式等の発行等</p> <p>持株会社又は足利銀行における合併、会社分割、事業譲渡、重要な資産の譲渡、株式移転、株式交換、解散、事業計画に記載された以外の種類株式の発行</p>		

第1回知事ヒアリング（H18.9.19）における16項目要望の反映状況

	15	項目	<p>受皿の選定に関する要望</p> <p>5 地域の新銀行に対する関与等について</p> <p>(1) 地元資本の参入</p>
要望内容	<p>受皿移行後の足利銀行が、地域の中核的金融機関として県民からの信頼を確保し、今後とも、長期的かつ安定的に金融機能がスムーズに展開するため、公民の地元資本の参入について特段の配慮をすること。</p>		
主な反映状況	<p>事業計画</p> <p>(1) 当社の概要及び設立経緯等</p> <p>【コンソーシアムメンバーの属性と出資形態】 P.4</p> <p>～（略）～</p> <p><u>地元資本の受入につきましては、～（略）～野村FP・NCPグループと当社が中心となり、足利銀行はもちろんのこと、栃木県を中心とした地域の自治体、経済団体、主要企業などの皆様とも十分に協議しながら、どういった形態での参画が有り得るのか、また望ましいのかについて、十分な協議を図ってまいりたいと考えております。協議の方向性にもよりますが、現状の想定では、譲受け初年度に50～100億円程度を上限に増資を実行し、普通株式を保有いただくことを考えております。</u></p>		

第1回知事ヒアリング（H18.9.19）における16項目要望の反映状況

	16	項目	<p>受皿の選定に関する要望</p> <p>5 地域の新銀行に対する関与等について</p> <p>(2) 地域金融安定化のための地域の関与</p>
要望内容	<p>受皿移行後の足利銀行が、中核的金融機関として、安定した経営を確立するまでの一定期間、地域金融安定化のため地域が何らかの形で経営に関与できるように配慮すること。</p>		
主な反映状況	<p>事業計画</p> <p>(2) 経営管理体制の整備</p> <p>(二) アドバイザリーボード等の再編 P.17</p> <p>～(略)～</p> <p>「業務監査委員会」</p> <p>「企業再生モニタリングコミッティ」</p> <p>「アドバイザリーボード」</p> <p>～(略)～</p> <p><u>足利銀行が健全かつ透明性の高い経営を行っていくためには、「地域」の意見・助言を重視しながらも「地域外」からも意見・助言をいただき、地域産業連関の中で適切なポジションにあることを確保していく体制が必要であると考えております。</u></p> <p>そこで、これら3つの会議体を発展的に再編・統合し、効率的な運営体制を確保するとともに、<u>“地域産業連関のハブ”としての機能向上を促進するため、外部の有識者・地域関係者による構成員を再編成し、当社代表執行役の諮問機関として「業務アドバイザリーコミッティ」を設置します。</u></p>		